

長崎港湾合同庁舎の清掃業務及び廃棄物処理業務仕様書

本業務は、長崎港湾合同庁舎において、来客が頻繁に訪れることを考慮し、常に清潔にし、良好な環境を保持するとともに、美観の保持に努め、本仕様書に基づき実施するものとする。

1. 件名 長崎港湾合同庁舎の清掃業務及び廃棄物処理業務委託契約
2. 履行場所 長崎港湾合同庁舎
長崎県長崎市松が枝町7番29号

3. 作業内容

(1) 日常清掃(面積・清掃箇所は別紙のとおり。)

8時30分から13時00分まで常駐し、下記のとおり作業を実施する。

作業日：令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 (閉庁日を除く毎日)

清 掃 箇 所	作 業 内 容
玄 関 エントランスホール エレベーター ベ ラ ン ダ	1. 床の掃き拭き 2. マットの清掃 3. 扉の清掃 4. くず入れの処理(エレベーターを除く)
廊 下 エレベーターホール	1. 床の掃き拭き研磨 2. くず入れの処理
階 段	1. 床の掃き拭き研磨 2. 手すりの清掃
洗 面 所 便 所	1. 床の掃き拭き 2. 洗面台・鏡の清掃 3. くず入れの処理 4. 便器の洗浄 5. 手洗用石鹼液・トイレトペーパーの補充 6. 汚物容器の処理

(2) 定期清掃(面積・清掃箇所は別紙のとおり。)

定期的に下記の作業を実施する。

清 掃 箇 所	作 業 内 容	適 用
P V C タ イ ル 部 分 ・ホール ・廊下 ・階段 ・大会議室 ・会議室	1. 各床面の洗浄 2. 専用洗剤を使用し、ブラッシング洗浄 3. 各床面の仕上げ 洗浄汚水を処理し、ワックスを塗布、電気 ポリッシャー研磨仕上げ	年 6 回 (2 ヶ 月 毎)
窓 ガ ラ ス 清 掃	大会議室・会議室の窓ガラスの内外清掃	年 2 回 (6 ヶ 月 毎)

(3) 廃棄物処理

イ 毎日搬出される廃棄物の処理を行う。

ロ 廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物(蛍光灯)がある。

4. 支払及び請求

(1) 本業務に関する対価の請求は、発注者の指定する検査職員の検査完了後に、書面をもって行うものとする。なお、請求において消費税及び地方消費税を加算後の金額に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 発注者は、適法な請求書に基づき、受理した日から起算して30日以内に受注者に対して代金を支払うものとする。なお、発注者の責に帰すべき事由により、支払が遅延した場合は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」の定めるところによる。

5. その他

(1) 本仕様に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報及び作業中知り得た情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

(2) 作業実施にあたっては、火災盗難の防止及び風紀衛生に注意すること。

(3) 作業実施にあたっては、作業にあたり常に清潔な被服を着用し職場に不快感を与えないように努め、執務その他に支障の及ばないように配慮すること。

(4) 作業実施にあたっては、来客者に十分に配慮して行うこと。

(5) 作業実施中に建物・設備等が滅失・損傷等がないよう注意すること。また、そのために必要な措置を講じること。

本作業中に建物・設備等を滅失・損傷等した場合は、受注者の責任において修復すること。

(6) 作業に際しては、現場監督者が責任者となり関係法令に従い安全衛生に関する管理を行うこと。また、現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなどの事故防止に努めること。

(7) 作業完了後、作業実施状況を当局の担当職員に報告すること。

(8) 本仕様に定めのない事項又は本仕様に関し疑義若しくは紛争を生じた場合は、協議してこれを解決するものとする。

(9) 契約日については、令和8年度予算成立をもって契約することとする。ただし、令和8年4月1日以前に成立した場合は、令和8年4月1日を契約日とする。なお、予算の変更、成立の遅延があった場合、事業を中止、又は契約内容を変更する場合がある。

特 別 事 項

1. 作業員に対しては、常に厳重な指導監督を行い、一般外来者に対してもいささかも不快の念を与えぬよう留意する。
2. 作業員の風紀衛生などに注意し、常に清潔な制服を着用させ、所定の認識票を着用する。
3. 作業に必要な水道・光熱費等は当庁にて負担する。
4. 作業員の更衣(休憩)室並びに作業器材の格納場所を指定する。
5. 合庁の清掃業務にあたり、長崎県の「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」を有していること。

(別紙)

1. 日常清掃 (床面積 : m²)

	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	合計
E Vホール (玄関ホール・ポーチ含む)	137.30	32.00	36.97	27.87	36.15			270.29
E V(※)	1.89							1.89
廊下A (ロビー含む)	29.05	75.01	28.37	28.37	28.37	8.79	8.79	206.75
A階段	19.45	20.01	20.00	20.01	22.96	20.14		122.57
B階段	19.30	19.30	19.30	19.30	19.30			96.50
便所 (P S除く)	21.68	16.74	16.74	16.74	16.74			88.64
ベランダ		12.86						12.86
合計	228.67	175.92	121.38	112.29	123.52	28.93	8.79	799.50

※E Vは6.57m²中乗降床面の1.89m²2. 定期清掃 (床面積 : m²)

	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	合計
E Vホール (玄関ホール含む)	108.07	32.00	36.97	27.87	36.15			241.06
大会議室		91.89						91.89
会議室		43.87						43.87
廊下A (ロビー含む)	29.05	75.01	28.37	28.37	28.37	8.79	8.79	206.75
A階段	19.45	20.01	20.00	20.01	22.96	20.14		122.57
B階段	19.30	19.30	19.30	19.30	19.30			96.50
合計	175.87	282.08	104.64	95.55	106.78	28.93	8.79	802.64

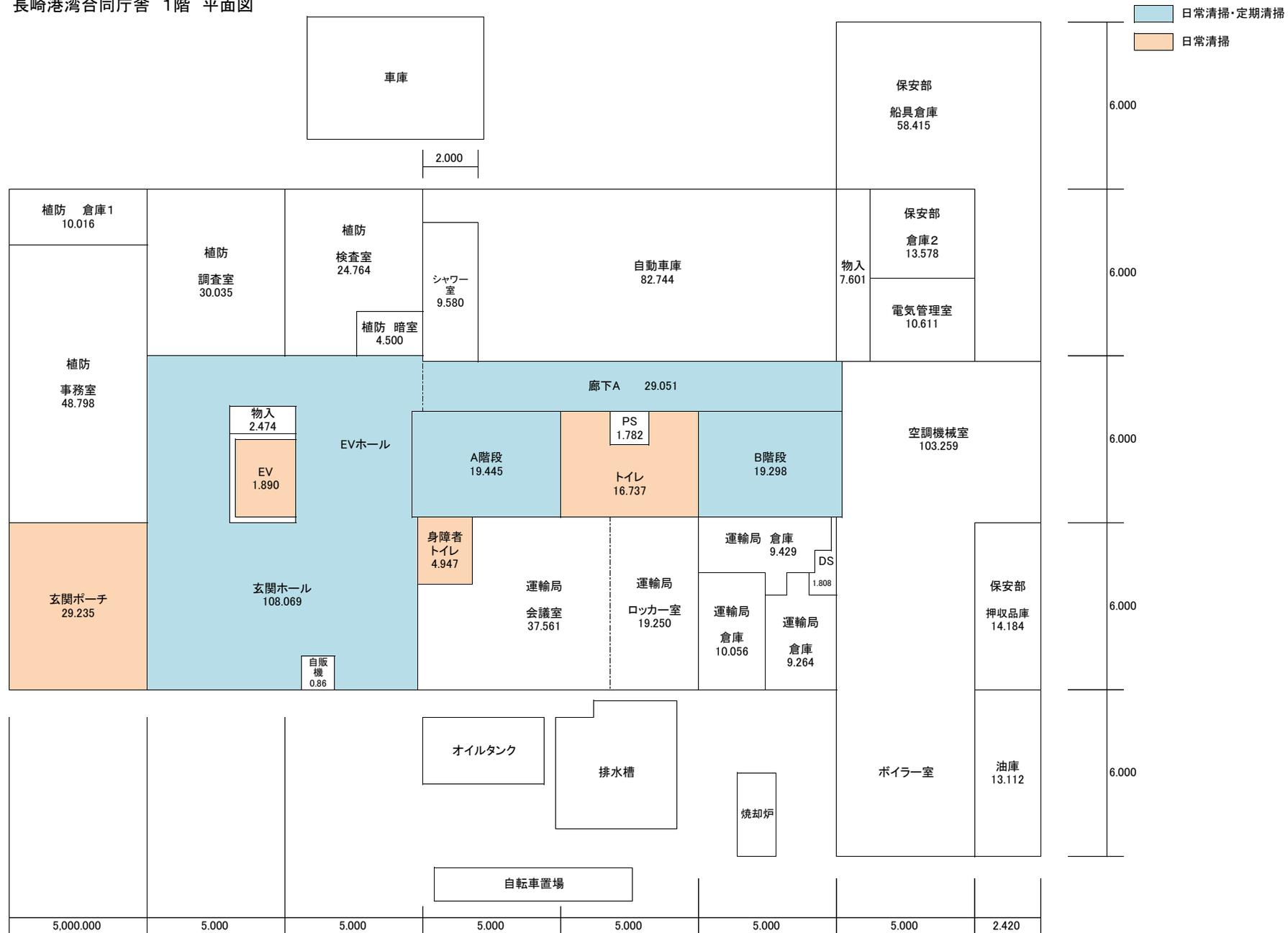
3. 定期清掃 (窓ガラス 内外 : m²)

	片面	内外2面
2階 大会議室	11.30	22.60
2階 会議室	30.20	60.40

4. 年間廃棄物処理予定数量

一般廃棄物	480	m ³	1日 2m ³	×	年間勤務日数 240日
産業廃棄物 (蛍光灯)	100	本			

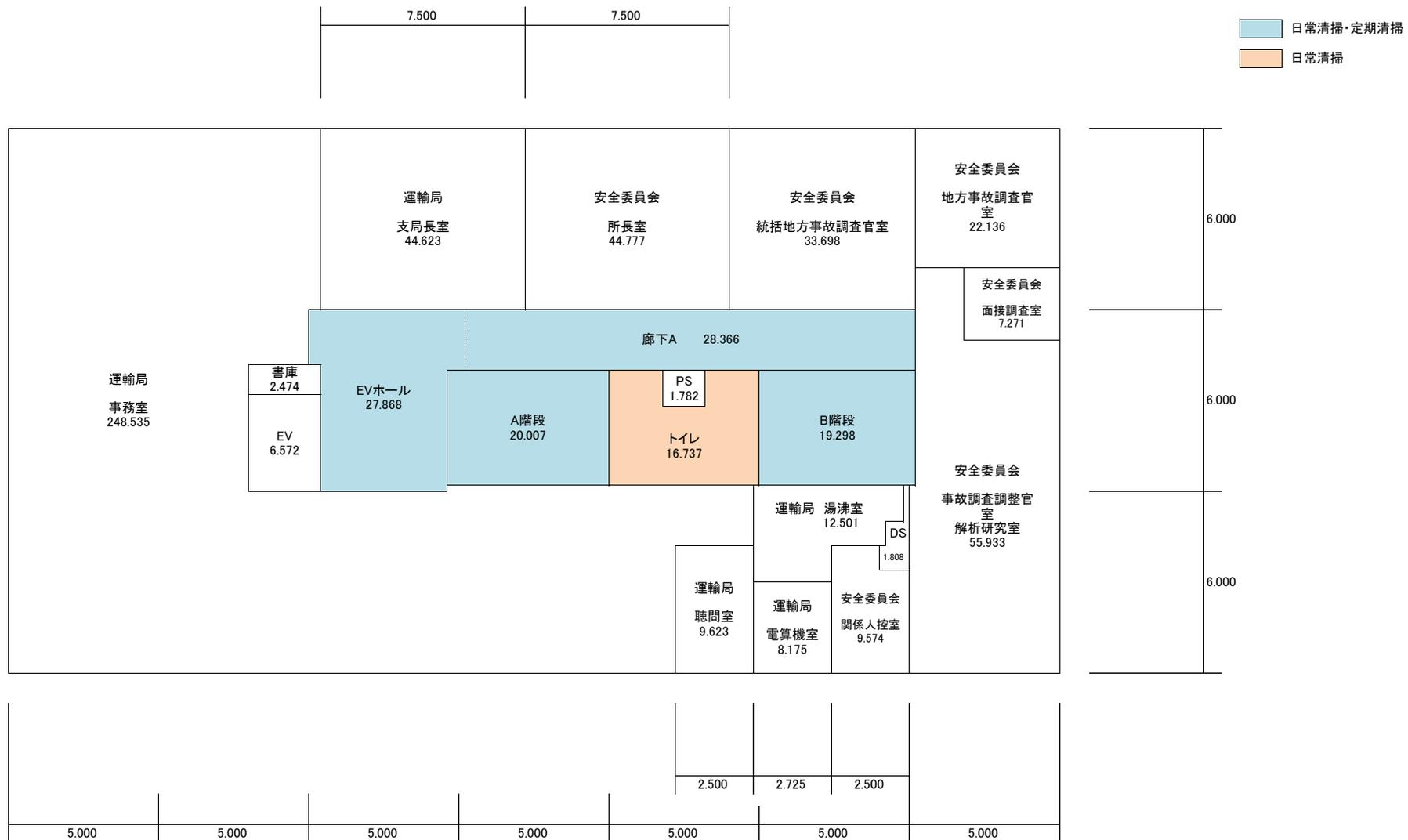
長崎港湾合同庁舎 1階 平面図



長崎港湾合同庁舎 2階 平面図



長崎港湾合同庁舎 4階 平面図



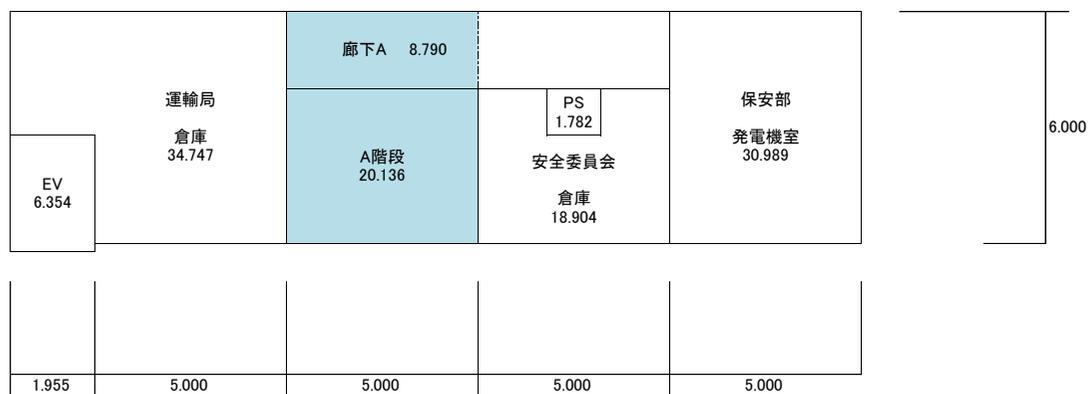
長崎港湾合同庁舎 5階 平面図

日常清掃・定期清掃
 日常清掃

審判所 合議室 28.959	審判所 書記官室 39.319	審判所 記録 謄写 閲覧室 10.00	審判所 関係人控室 (審判)2 15.00	審判所 所長室 59.472	審判所 審判官室 32.159	審判所 理事官室 55.098	
審判所 審判廷 93.347		EVホール 36.152		廊下A 28.366		審判所 関係人控室 12.90	
				A階段 22.964	PS 1.782 トイレ 16.737		B階段 19.298
		物入 2.474	EV 6.572	審判所 廊下B 11.755		審判所 湯沸室 9.150	DS 1.808
		審判所 傍聴席 4.805	安全 委員会 意見 聴取室 9.638	審判所 第1控室 14.302	審判所 海難審判 協会 11.341	審判所 暗室 薬品置 場 10.600	審判所 保管室 29.299
						安全委員会 コピー室 9.574	審判所 海図室 18.881

長崎港湾合同庁舎 6階 平面図

日常清掃・定期清掃



長崎港湾合同庁舎 7階 平面図

